

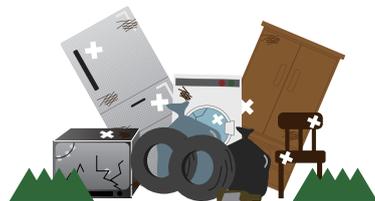
防ごう！不法投棄



不法投棄を見かけたら

市では不法投棄対策として、関係機関と連携したパトロールの実施、監視カメラの設置などを行っています。しかしながら、一部の心無い人による不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、土壌・水質汚染などの公害問題を発生させ、私達の健康や生活にも悪影響を及ぼす可能性があります。



不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されます

罰 則

5年以下の懲役もしくは
1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、又はこれの併科

不法投棄を発見したら

不法投棄を発見した場合は、投棄物をかまわず、警察または土地の管理者、環境政策課まで連絡をしてください。その際に現場の状況（いつから、どこに、どれくらい、どんな物が）や不法投棄を行った車のナンバー、車種等わかる範囲でご連絡をお願いします。

不法投棄物の処理責任について

不法投棄は、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者が管理者責任によって自ら処分をしなければなりません。不法投棄を放置しておく、さらなる不法投棄を誘発し、良好な生活環境を阻害する恐れがあります。

土地の所有者や管理者の方は日頃から、不法投棄されないよう、清潔で適切な管理を心がけ、不法投棄への防止対策を講じておきましょう。

野焼きは法律で禁止されています

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されます

野焼き（野外焼却）は、ダイオキシン類（ビニールなどを燃やした時に出る有害物質）対策のため、平成13年4月1日から、一部の例外を除いて、野外での廃棄物の焼却が禁止されています。

違法な野外焼却を行った場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されます。

罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、又はこれの併科

野外焼却とは

畑や空き地など野外で廃棄物を焼却する行為のことです。庭木の焼却、地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶や簡易家庭用焼却炉での焼却もこれに該当します。



例外として認められているもの

例外で認められているもの	該当例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者が河川管理のために伐採した草木等の焼却、海岸管理者が海岸管理のために回収した漂着物等の焼却など。
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時や災害復旧時の木くず等の焼却、凍霜害防止のための稲わら等の焼却、火災予防訓練時の模擬火災等の焼却、道路管理者が道路管理のために剪定した草木等の焼却など。
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	とんど焼きや地域の行事における不用となった門松やしめ縄等の焼却、お焚き上げにおける不用となったお守りや人形等の焼却、キャンプファイヤー、寺院における不用となった塔婆の焼却など。
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者が農地管理又は害虫駆除のために行う稲わらや農作物残さ又はあぜ道や用排水路等を除草した刈草等の焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物や流木等の焼却など。（造園業や植木屋等は、農業や林業に含まれません。）
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	軽微な落ち葉などの焼却、風呂炊きや暖をとるための薪の焼却など。

❗ 例外行為を行う場合は、安来市消防本部（TEL：22-0119）までご連絡ください。

違法な野外焼却を見かけたら

生活ごみを燃やすなど違法な野外焼却を見かけたら、警察または環境政策課までご連絡をお願いします。

市の支援制度

活用ください
市の支援制度

集積所設置を補助します

自治会でごみ集積所を設置（整備）される場合に補助金を交付します。

使用される世帯数によって補助金額の上限が決まっています。その他、対象となる経費など条件がありますので、必ず事前にご連絡ください。

補助率：設置整備費 1/2 ※上限あり



ボランティア清掃

団体などで、道路や河川などの公共の場所を清掃される際、ごみの回収を支援しています。実施される前に環境政策課までお申し込みください。

啓発看板の配布

不法投棄や犬の飼い方マナー向上を目的とした啓発看板を配布しています。看板の設置、設置後の管理は設置者でお願いします。

災害ごみの施設搬入

火災、水害など被災による建物や家財の処理について、手数料の免除規定があります。免除を受けるには罹災証明が必要です。

出前講座

自治会などを対象に皆さんの元に出向き、安来市のごみに関する出前講座を行います。分別の仕方からごみ処理のゆくえまでご希望のテーマに応じて開催します。お気軽にご相談ください。

市の処理施設の見学

概ね10人ぐらいの団体等を対象に市の廃棄物処理施設の見学を受け入れています。

問い合わせ 環境政策課 TEL：23-3100

前回からの変更点

令和2年4月1日より以下の点に変更となります。

燃やすごみ

燃やすごみで出せる枝の直径、木くずの厚さが、1cmから3cmに変わりました。長さ30cm以内であれば燃やすごみで出せます。(→P7)

金属ごみ

ボタン電池はテープで両面を貼り付ける絶縁処理をして出してください。(→P15)

埋立ごみ

- スプレー缶、ライター、ガス缶は金属ごみから埋立ごみになりました。(※平成31年4月1日から変更)
使い切った後、中の見える小分け袋に入れてから出してください。(→P23)
- ホースは30cm程度に切らずにそのまま出すことができます。長いものは束ねて出してください。(→P23)

粗大ごみ

- 粗大ごみの回収は、受付期間を拡充し、4月～翌年2月までに変更します。(→P25)
- スキー板やゴルフバックなどセットでの回収が可能になりました。(→P25)

リサイクルステーションを 正しく使いましょう

整頓してきれいに
使いましょう!!

各地区に設置しているリサイクルステーションでは、蛍光管・水銀体温計、衣類、板ガラスの回収を行っています。リサイクルステーションにまちがった出し方が多く困っています。

また、ステーションの出すスペースがないときに無理にごみを出すとガラスなどが割れて大変危険です。ステーションに問題があるときは環境政策課まで連絡してください。皆さんが使う、公共の場です。ルールを守って正しく使いましょう。



まちがって出されるものの例

- 枠のついたガラス
- 紙箱などに包んでいない板ガラス
- グロー球（3cm未満の電球）
- 毛布、布団、シーツ、帯、帽子、下着などの対象でない布製品
- 産業廃棄物（家庭では使わないような大きな蛍光管など）と思われるもの
- 50cm以上のガラス
- 割れガラス
- 電池